

児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実について

1 第2次札幌市児童相談体制強化プランの位置づけ

専門性の強化の取組として、「児童相談関係職員のスキルアップ研修の充実」を掲げており、平成29年度より取組を進めてきたところ。

2 これまでの取組

(1) 児童福祉法義務研修の実施

平成28年の児童福祉法の改正を踏まえ、以下のとおり研修を実施

- ・児童福祉司任用前講習会（5日間） H30年度は5/7～5/11に開催
- ・児童福祉司任用後研修（5日間） H30年度は10/16、17、24～26に開催
- ・要保護児童対策調整担当者研修（5日間） H30年度は6/25～6/29に開催

(2) 新たに実施した研修

新たなアセスメントツールの効果的な活用を目的として、昨年度より、アセスメントツールの活用に関する研修を実施している。

また、平成29年度には家族支援に関する研修を実施し、平成30年度はサインズ・オブ・セイフティに関する研修を新たに実施。

3 「(仮称) 児童相談関係職員人材育成・研修実施方針」について

平成30年度の取組として、児童相談所内横断的な検討体制を設置し、「(仮称) 札幌市児童相談関係職員人材育成・研修実施方針（以下「人材育成・研修実施方針」という。）の策定に向けた検討を進めているところ。

(1) 人材育成・研修実施方針の位置付け

札幌市職員共通の人材育成方針である「札幌市人材育成基本方針」に加えて、児童相談業務に従事する専門職としての育成方針として策定するもの。体系的な研修により、各職員の専門職として求められる知識・技術の習得と、組織としての専門性の向上につなげることを目的とする。

(2) 人材育成・研修実施方針の概要

ア 対象となる職員

- ・子ども未来局児童相談所又は区保健福祉部健康・子ども課家庭児童相談担当係で勤務し、児童相談業務に従事する職員
- ・その他必要と認める職員

イ 方針に含める内容

児童福祉司、児童心理司、一時保護係職員及び区家庭児童相談室職員の人材育成に関する基本的考え方と、経験年数 {Ⅰ期（初任期）→Ⅱ期（レベルアップ期）→Ⅲ期（中堅期）} に応じた到達目標を設定。

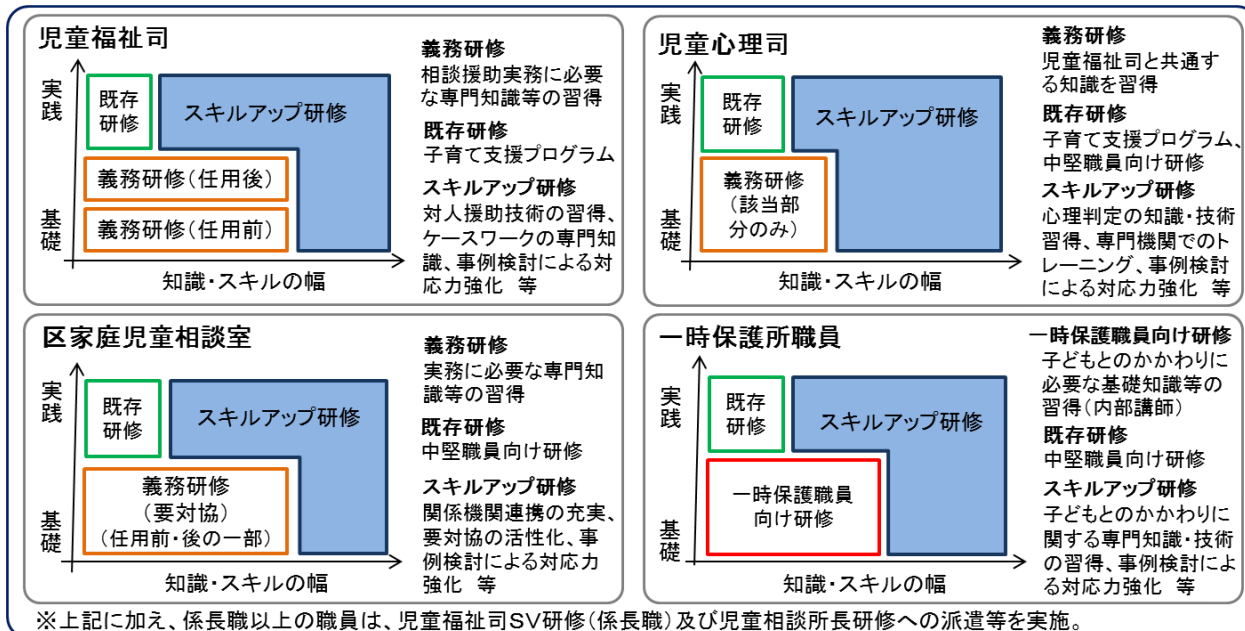
また、研修の実施に関する体制についても定める予定。

4 2019 年度以降の研修体系

(1) 研修の全体像

各専門職に必要なとなる知識・技術を習得するため、スキルアップに資する研修を大幅に拡充し、人材育成・研修実施計画に基づく体系的な研修を実施していく。

<各職種における研修イメージ図>



(2) 拡充する主な研修

ア 専門的技法の習得に係る講習会等

子ども虐待対応における組織的専門性を高めるため、専門的技法の習得に必要なとなる講習会等に職員を派遣。派遣した職員を内部講師とした報告会や研修会等を継続的に実施することにより、組織としての専門性を強化していく。

2019 年度は、虐待対応において初動から保護者とともに児童の安全を構築していく支援方法であり、全国の児童相談所でも積極的に導入が進められている「サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ」に関する講習会等に職員を派遣する予定。

イ 外部研修及び各種学会等への派遣の拡充

各職員のスキルアップにつなげるため、子どもの虹情報研修センター等の専門機関で実施されている研修への派遣人数を増やすとともに、市内で実施されている外部研修についても、積極的な派遣を行っていく。

また、各種学会及び研修大会等への参加により、相談支援に関する知識の習得につなげるとともに、他自治体及び他機関職員とのネットワークの拡充を図る。

ウ 本市内部研修の拡充

児童福祉法義務研修のカリキュラムに含まれない知識の習得や、事例検討(専門技法の活用、法的対応等)研修等を新たに実施する予定。

各職種共通の研修に加え、一時保護所職員向け研修などの職種に応じた研修の両方を拡充することで、専門性の強化を図っていく。